



## 令和5年度概算要求の概要

社会・援護局(社会)

令和5年度 概算要求額	3兆	30億円+事項要求
令和4年度 当初予算額	2兆9,788億円	
差引		+242億円
		(対前年度比率+0.8%)

- ※ 復興特別会計分、デジタル庁計上分、子ども家庭局からの移管分を含む。  
 ※ 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度、生活保護基準の見直しへの対応等については、予算編成過程で検討する。

### 《主要事項》

I	地域共生社会の実現に向けた地域づくり	2
	○ 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進	
	○ 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策の推進	
	○ 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進	
II	生活保護制度の適正な実施	5
	○ 生活保護に係る国庫負担	
	○ 生活保護の適正実施の推進	
	○ 都道府県等における指導・監査体制の確保	
III	福祉・介護人材確保対策等の推進	7
	○ 福祉・介護人材確保対策の推進	
	○ 外国人介護人材の受入環境の整備等	
	○ 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援	
IV	災害時における福祉支援	9
	○ 東日本大震災等の被災者に対する見守り・相談支援等の推進	
	○ 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策	
	○ 災害時における福祉支援体制の整備促進	
V	困難な問題を抱える女性への支援（子ども家庭局からの移管分）	10
	○ 婦人相談所における一時保護等の実施	
	○ 困難な問題を抱える女性支援の推進	

# I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

## 1. 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進

### (1) 重層的支援体制整備事業の促進

地域支援事業交付金の内数<老健局にて計上>  
地域生活支援事業費等補助金の内数<障害保健福祉部にて計上>  
生活困窮者自立相談支援事業費等負担金等の内数<社会・援護局(社会)にて計上>  
子ども・子育て支援交付金の内数<内閣府にて計上>

市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施を促進する。

### (2) 包括的な支援体制の整備に向けた支援【一部新規】 30億円(29億円)

包括的な支援体制の更なる強化を図るため、市町村による重層的支援体制整備事業への移行準備、都道府県による市町村への後方支援、重層的支援体制整備事業に従事する者等の人材養成を行う。

また、地域での支え合いや住民参加の場づくりの企画等について、自治体職員等が学び実感できる場を設けるなど、住民主体の取組を推進する。

## 2. 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策の推進

### (1) 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進 649億円(594億円)

#### ① 生活困窮者自立支援の強化【一部新規】

生活困窮者に対する居住支援の強化や就労体験等の活用促進、子どもの学習・生活支援事業の拡充、民間団体独自の支援との連携や現場の職員が支援に注力できる環境整備等を図るなど、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

#### <主な充実内容>

##### ○ 居住支援の強化

コロナ禍の中で、年代・性別・地域を問わず居住支援のニーズが顕在化したこと等を踏まえ、安定した住まいの確保の支援を行う地域居住支援事業の事業規模の拡充を図り、生活困窮者に対する居住支援を強化する。

##### ○ 就労体験等の活用促進

就労に向けて一定の準備を必要とする生活困窮者に対して、企業開拓から就労体験・訓練の効果的な実施、定着支援まで一貫通貫した支援を行うためのモデル事業を実施する。

○ **生活困窮者自立支援の機能強化【新規】**

新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題の深刻化等、従来の支援ニーズよりも多様化している現状を踏まえ、民間団体独自の支援との連携や現場の職員が支援に注力できる環境整備等を図り、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

○ **課題に対応した子どもの学習・生活支援の拡充**

個別の課題を抱える子ども（ヤングケアラーや不登校・ひきこもり等）に対して、学校等と連携したアウトリーチや、勉学等に対する本人・家族の理解促進などの個別対応を行う場合の支援を強化する。

○ **生活福祉資金貸付（本則）の利用に係る体制強化**

新型コロナウイルス感染症の影響に対応した緊急小口資金等の特例貸付を契機とした本則貸付の世間の認知等により、今後、生活福祉資金貸付（本則）の利用件数の増加が見込まれることから、都道府県社会福祉協議会の事務体制の強化を図る。

② **ひきこもり支援の充実、支援従事者のスキル向上、支援者自身のケアの確保【一部新規】**

ひきこもり地域支援センター等の基礎自治体への設置の促進や支援内容の充実を図るとともに、都道府県がバックアップする体制を推進する。

また、ひきこもり地域支援センター等の中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対する国主体の専門的な研修の実施や、支援者自身が抱える悩みに寄り添うための相談窓口等を設置する。

(2) **地域自殺対策強化交付金等による自殺対策の推進【一部新規】**

47億円（36億円）

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。

また、ゲートキーパーの養成・支援の充実のほか、地域における自殺未遂者支援の強化等を進めるとともに、民間団体が実施する相談体制等への継続的支援を行う。

さらに、我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人において、自殺未遂レジストリ制度の更なる充実を図るとともに、調査研究の充実や地域の自殺対策への取組支援、地域自殺対策推進センターの運営のために必要な支援を行い、自殺対策を推進する。

〈主な充実内容〉

○ **ゲートキーパー養成・支援の充実【新規】**

身近な人による「気づき」、「声かけ」を通じ、悩みを抱える方々の孤立を防ぎ、命を支え、必要に応じて適切な機関につなぐゲートキーパーの養成や支援の充実を図る。

○ **自殺未遂者支援の強化【一部新規】**

指定調査研究等法人において、救急病院から自殺未遂者に係る情報を受ける「自殺未遂レジストリ（登録）制度」の更なる充実を図る。

また、自殺未遂者の自殺企図の再発を防止するため、救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎや継続的支援を行うモデル事業を実施する。

○ **若者の自殺危機対応【新規】**

多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等において、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言や直接支援を行うモデル事業を実施する。

### **3. 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進**

#### **(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進**

**7. 5億円（5. 1億円）**

都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等との定期的な協議の場を設けるとともに、市町村が専門職アドバイザーなどから助言等を受けられる体制づくりを拡充することにより、市町村による中核機関の体制整備を推進する。

また、市町村において、相談対応時における関係機関の役割調整、専門職後見人から市民後見人への交代を想定した受任方針の検討などの中核機関のコーディネート機能を強化することにより、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化を図る。

#### **(2) 意思決定支援等の充実と新たな権利擁護支援策構築に向けた取組実施**

**3. 7億円（1. 3億円）**

本人を中心にした権利擁護支援を推進するため、都道府県において、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした意思決定支援研修を実施する。

また、総合的な権利擁護支援策を検討するため、持続可能な権利擁護支援モデル事業の実践事例を拡充するとともに、得られた実践事例の分析に努める。

#### **(3) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成**

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数 <老健局にて計上>

地域支援事業交付金の内数 <老健局にて計上>

地域生活支援事業費等補助金の内数 <障害保健福祉部にて計上>

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

## Ⅱ 生活保護制度の適正実施

### 1. 生活保護に係る国庫負担

- (1) 保護費負担金 2兆8, 215億円 (2兆8, 013億円)  
生活保護を必要とする方に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進める。
- (2) 保護施設事務費負担金 316億円 (321億円)  
保護施設の運営に必要な経費を負担する。

### 2. 生活保護の適正実施の推進

221億円 (204億円)

- (1) 生活保護の適正実施  
生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化等を実施する地方自治体の支援を行うなど、生活保護の適正実施を推進する。
- (2) 医療扶助の適正化等
- ① 被保護者健康管理支援事業の実施  
被保護者の健康の保持・増進を図るため、データに基づいた生活習慣病の予防等を行う被保護者健康管理支援事業を実施するために必要な経費を確保する。
  - ② 多剤投薬の適正化に向けた支援等【新規】  
多剤投薬について、患者の薬物有害事象等のリスクを増加させるとともに、薬剤費の増大につながるおそれもあることから、レセプトから多剤投薬に着目した点検を実施し、多剤投薬となっている患者へ薬剤師等と連携の上で訪問指導等を実施する。
- (3) 就労による自立支援の強化等  
被保護者からの就労に関する相談や面接指導、公共職業安定所への同行訪問等の就労支援や職場定着に向けた支援を行うとともに、本人の特性に合った就労の場の開拓等を推進するため、地域の関係機関や関係団体による就労支援の連携体制を構築する。  
また、直ちに一般就職することが困難な被保護者に対して、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るため、日常生活自立、社会生活自立に向けた訓練等を実施する。

#### (4) 福祉事務所の体制強化【新規】

新型コロナウイルス感染拡大の影響等による生活保護の相談及び決定の件数増加に対応するため、保護の相談から決定、自立助長に向けた就労支援等の一連の業務に従事する非常勤職員を雇い上げることにより、福祉事務所の体制を強化する。

#### (5) 保護施設等における感染拡大防止対策に係る支援【新規】

保護施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する衛生用品の卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、無料低額宿泊所の入居者等の感染拡大防止のための一時滞在場所確保、事業継続に向けた各種取組を支援する。

### **3. 都道府県等における指導・監査体制の確保**

18億円（18億円）

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、管内福祉事務所に対する指導、監査及び査察指導を適格に実施する体制を確保し、適正な保護の実施を推進する。

また、「国の行政機関の機構・定員に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直し等を行う。

## Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の推進

### 1 福祉・介護人材確保対策の推進

#### (1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数 <老健局にて計上>

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、介護人材の「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

#### (2) 介護の仕事の魅力等に関する情報発信

4. 6億円（3. 6億円）

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数 <老健局にて計上>

民間事業者によるイベントやテレビ、新聞、SNS等のメディアを通じた全国的な情報発信を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた「介護のしごと」の魅力発信の取組を行うことにより、多様な人材の参入促進・定着を図る。

#### (3) 介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保等 7. 2億円

介護福祉士資格の取得を目指す者等に対する修学資金の貸付原資の積み増し等を行い、人材の確保を促進する。

#### (4) 社会福祉事業従事者の養成・研修等 5. 6億円（3. 8億円）

指導的社会福祉従事者の養成を行う日本社会事業大学の運営支援など、福祉・介護人材確保対策を推進する。

### 2 外国人介護人材の受入環境の整備等

#### (1) 外国人介護人材の受入環境の整備

5. 6億円（8. 3億円）

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数 <老健局にて計上>

「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、介護の技能水準を評価するための試験等の実施のほか、日本語学習の支援や介護技能の向上のための研修、受入促進のための情報発信や介護に関する相談支援等の実施による受入環境の整備を推進する。

(2) 経済連携協定（EPA）などに基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援

2.5億円（4.3億円）

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>

経済連携協定（EPA）などに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問、日本語や介護の学習支援等を実施する。

### 3. 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

(1) 小規模法人のネットワーク化による取組の支援 4.9億円（3.5億円）

小規模な社会福祉法人においても、「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークの構築、法人間の連携による地域貢献事業の実施、社会福祉連携推進法人の設立支援に向けた補助年限の明確化やICT化等の支援を推進する。

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

286億円（264億円）

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

(3) 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等【一部新規】

73億円（48億円）

社会福祉法人や医療法人等に対する社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けの実施のほか、令和7年度からの運用開始に向けた新たな退職共済システムの構築、社会福祉法人の指導監督を行う所管庁の支援強化のための財務諸表等開示システムの改修等により、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

#### <参考：財政投融资資金計画等案>

① 貸付枠の確保

資金交付額	2,579億円
〔福祉貸付	1,406億円
〔医療貸付	1,173億円

② 貸付条件の主な改善

・デジタル関連の整備に係る融資条件の優遇措置の継続

(4) 隣保館の耐震化整備等の推進 4.4億円（4.4億円）

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化に課題を抱えている隣保館の整備等を行う。



## IV 災害時における福祉支援

### 1. 災害時における見守り・相談支援等の推進

#### (1) 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

復興庁所管「被災者支援総合交付金」111億円の内数

東日本大震災により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

#### (2) 被災者に対する見守り・相談支援等の推進

13億円（13億円）

仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

### 2. 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策

1. 5億円（1.5億円）

福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者に対する就職準備金等の貸付けや応援職員の確保に対する支援等を実施する。

### 3. 災害時における福祉支援体制の整備推進

#### (1) 災害福祉支援ネットワーク構築の推進

1.2億円（1.2億円）

災害時における避難所等での要配慮者支援に対し、機動的・能動的な福祉支援を行う「災害福祉支援ネットワーク」の構築、「災害派遣福祉チーム（DWA T）」の組成を推進するとともに、広域的な災害に備え整備した中央センターが行う都道府県間のDWA T派遣調整等の実施により、災害時における福祉支援体制の充実を図る。

#### (2) 災害ボランティア活動への支援の推進

1.9億円（1.8億円）

災害時に社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置・運営できるよう、国、都道府県、市町村の各段階で平時からの実践的な研修や実地による訓練を推進する。

また、災害時の都道府県社会福祉協議会における調整機能の充実を図るため、平時から行われる地域の多様な団体等との関係づくりなどを支援する。

## V 困難な問題を抱える女性への支援（子ども家庭局からの移管分）

### 1. 婦人相談所における一時保護等の実施

26億円（26億円）

DV被害やストーカー被害、家族関係の破綻や生活困窮など、社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性を対象として、婦人相談所において、一時保護等を実施するとともに、婦人保護施設において、自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援するための経費を確保する。

### 2. 困難な問題を抱える女性支援の推進

26億円（22億円）

#### （1）婦人相談員の活動の強化

婦人相談員について、必要な手当を支給することにより、人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することにより、専門性の向上を図る。

また、新たに、統括婦人相談員等として、一定の経験を有し、特定の研修を受講した婦人相談員を配置した場合における処遇改善を実施する。

#### （2）若年被害女性等への支援

様々な困難を抱える若年女性について、自治体と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、必要な支援へのつなぎ等を実施することにより、自立を推進する。

#### （3）都道府県等における支援体制の構築【新規】

令和4年5月19日に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための体制整備を図るため、自治体における基本計画の策定や、婦人相談員等の採用活動等を支援する。

#### （4）プラットフォームの構築【新規】

困難な問題を抱える女性への支援につなげられるよう、自治体や民間の支援団体における相談窓口や支援情報に関するポータルサイトを開設・運営するほか、支援に関する機運を高めるための全国フォーラム等を開催する。